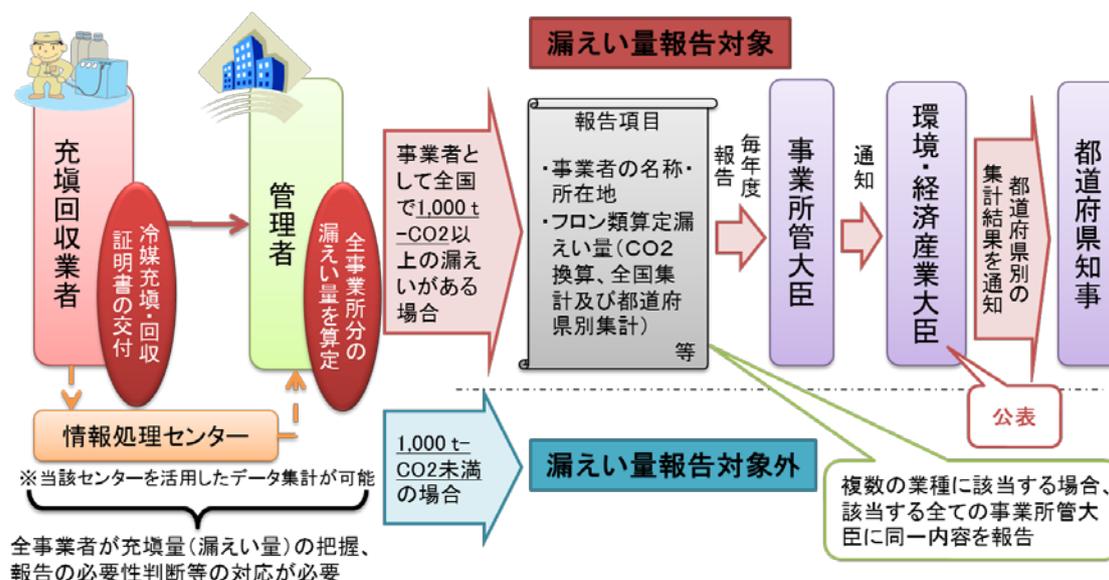


フロン類算定漏えい量報告の集計状況

平成 28 年 12 月 14 日
 経済産業省製造産業局
 化学物質管理課
 オゾン層保護等推進室

1. 制度の概要

- フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品から一定以上（年間 1,000 CO₂-t 以上）のフロン類の漏えいを生じさせた管理者は、管理する機器からのフロン類の漏えい量を算定し、国に対して報告しなければならない。
- 今年度は、フロン排出抑制法施行後初の報告として、昨年度（平成 27 年度）分の報告を受け付け、現在、当省及び環境省において集計・分析中である。



2. 集計の現状

- 現在集計・分析中であるが、報告事業者数は 400~500 社、報告漏えい量合計では、200~250 万 CO₂-t 程度になる模様。
- 業種別では、スーパーマーケット等の飲食料品等小売業からの報告漏えい量が最も多く、それに続いて、食品製造業及び化学工業が多い（この 3 業種で、報告事業者数の 60%以上、報告漏えい量の 70%以上を占める。）。

- 冷媒別では、R-134a (HFC)、R-22 (HCFC)、R-404A (HFC)、R-407C (HFC)、R-410A (HFC) の5種で報告漏えい量の90%以上を占める。中でもR-22が最も多く、報告漏えい量の60%程度を、次いでR-404Aが同20%程度を占める。
- 事業所の所在地別では、東京都、神奈川県、兵庫県の3都県で、それぞれの報告漏えい量が15万CO₂-t以上となっている。なかでも東京都が最も多く(20万CO₂-t程度)、報告漏えい量の9%程度を占める見込み。

3. 今後の予定

- 今後、遅くとも今年度内には集計・分析を完了し、当省及び環境省から以下の情報等について公表を行う予定である。
 - ✓ 算定漏えい量の全国合計
 - ✓ フロン類の冷媒番号区分ごとの内訳(全国)
 - ✓ 事業者ごと・業種ごと・都道府県ごとの算定漏えい量及びフロン類の冷媒番号区分ごとの内訳
 - ✓ 特定事業所(1事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの)ごとの算定漏えい量の合計・フロン類の冷媒番号区分ごとの内訳
 - ✓ その他の情報(事業者が任意で提出する算定漏えい量の増減の状況や削減に関する情報等)事業者全体のフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報